

準備は  
お早めに！

# 確定申告

平成27年分の所得税について、確定申告が必要となるのか、還付申告で納め過ぎた税金が戻る可能性があるのか、下記の例で確認しましょう。分からないことがある場合は、申告相談を利用してください。

## 確定申告が必要な例

- ・給与の収入金額が2千万円を超えている方
- ・給与を1カ所からもらっている方で、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整されていない給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている方
- ・公的年金などの雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方

## 還付申告で税金が戻る可能性のある例

- ・年の途中で退職した後に就職しなかった方で、給与所得の年末調整をされていない方
- ・予定納税をしている方で、確定申告の必要が無い方
- ・給与所得者で医療費控除などの所得控除、税額控除のある方
- ・所得が公的年金などの雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などのある方
- ・災害などに遭い、住宅や家財などに損失があった方

※上記以外にも確定申告が必要となる場合や還付申告で納め過ぎた税金が戻る場合があります。

## ■ほうっておくと損、 還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し「年末調整」を受けていない方は、確定申告により給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。

また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築をした場合
- ・病気やけがのため支払った医療費（公共交通機関で通院した場合は交通費も控除の対象となりますが、自家用車で通院した場合は控除の対象なりません）から、保険、助成金、医療費還元などで補われた額を差し引いた残額が、10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合
- ・年末調整で必要な控除が漏れていた場合

## ■農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送していますが、お手元に届いていない方は問い合わせください。

## ■事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書を提出していない方は、至急提出してください。

■提出期限 / 2月1日(月)

# 平成27年分 申告相談日程表

平成27年分所得の確定申告相談を次の日程で実施します。

申告期限は3月15日(火)ですが、期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、可能な限り次の地域指定日を利用してください。

月日	曜日	受付時間	対象地域	会場
2月	16日	午前9時30分～午後3時	常盤・川上・川上公住	役場大会議室
	17日		開運・旭	
	18日		桜・桜公住	
	19日		富士・麻生・平和	
	22日	午前9時30分～午後2時	久著呂・コッタ口・沼幌	久著呂農村環境改善センター
	23日	午前9時30分～午後2時	磯分内市街	磯分内酪農センター
	24日		上記以外の磯分内	
	25日	午前9時30分～午後2時	虹別全域	虹別酪農センター
	26日	午前9時30分～午後2時	共和・下茶安別・中茶安別	茶安別農村環境改善センター
29日	午前9時30分～午後2時	第1・5・6・7・西和・市街・沼の上	阿歴内公民館	
1日		上記以外の阿歴内		
3月	2日	午前9時30分～午後2時	塘路全域	塘路住民センター
	3日	午前10～11時	駒ヶ丘荘（予備日：悪天候であった地域）	駒ヶ丘荘
	4日	午前9時30分～午後2時	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	役場大会議室
	7日		オソツベツ	
	8日		ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	
	9日		五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	
	10日	午前9時30分～午後3時	全地域	
	11日			
	14日			
	15日			

## ■寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2千円以上の寄附金・義援金を支出した場合には、寄附金控除の対象となる場合があります。確定申告を行う際は、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控（受領書）が必要です。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。これは確定申告の不要な給与所得者などの方で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる制度です。平成27年4月1日以後に行ったふるさと納税に適用されます。

■申告相談に関する問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口 ☎485-2111内線154）

■事業所得に関する問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

■障害者控除の手続き・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎485-2111内線132）

## ■障害者控除について

障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障害者手帳をお持ちでない方でも障害者手帳を持っていると同程度と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。（例えば、介護保険の要介護認定を受けており一定の基準に該当する方など）手続きや基準は問い合わせください。

## ■復興特別所得税について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得は、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%となります。

# 標茶町創生総合戦略案 人口ビジョン案を決定

総合戦略は、各地方公共団体の人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に合わせて、政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定することとされています。基本目標とは、例えば「雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「地域と地域を連携する」などです。総合戦略には、この基本目標の達成に向けて、どのような政策を推進していくのかが基本方向として記述されています。

本町では、2011年（平成23年）に策定した標茶町第4期総合計画を基本に、関係する委員会や町議会、庁内における検討委員での議論を重ねてきました。標茶町人口ビジョン（案）では、2040年（平成52年）の目標人口を6,400人と設定し、この目標に向けてあらゆる施策を講じることとしました。当面5年間の政策目標や施策の基本的方向、主な施策を定めた標茶町創生総合戦略（案）では、短期的な展望として2020年（平成32年）年に目標人口を7,700人と設定し、取り組んでまいります。

なお、この総合戦略（案）は、毎年見直しをすることとしていますので、意見などがありましたらお寄せください。お寄せいただいた意見については、今後見直す中で検討させていただきます。

## 標茶町創生総合戦略(案)【抜粋】

### 重点戦略の主な施策・事業

#### 1 基幹産業である酪農畜産業の振興

- 根釧地区食肉加工センターの設置
- 標茶町農業研修センター“しべちゃ農楽校”の管理運営

#### 2 安心して子どもを産み育てることができる環境整備

- 中学生までの医療費の無料化
- 子育て応援事業

#### 3 交流人口の拡大と雇用の場の確保

- 標茶高等学校教育振興会補助事業
- 地域間交流事業
- チャレンジショップ支援事業



### 基本戦略の主な施策

#### 1 協働のまちづくり

- 住民総参加体制の充実
- 地域活動に対する支援の強化
- 適正な行財政運営の確立
- 広域行政の推進

#### 2 住み続けたいと思えるまちづくり

- 高齢者に対する支援体制の充実
- 障がい者（児）に対する支援体制の充実
- 子育て支援の充実
- 公共交通の確保
- 生涯学習活動の促進
- 地域間交流等の推進

#### 3 元気ができるまちづくり

- 農林水産業の振興と経営の安定化
- 商工業の振興と経営の安定化
- 雇用環境の安定化
- 観光基盤の整備と観光資源の保全

#### 4 みどりのまちづくり

- 循環型社会の形成

※標茶町創生総合戦略（案）、標茶町人口ビジョン（案）は、下記係での閲覧（希望する方には郵送）または町ホームページ（アドレスは20ページ参照）で公開しています。

■意見提出・問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑩番窓口☎485-2111内線221）

## マイナンバーの利用が 開始されました

社会保障・税番号制度

通知カードが届いていない方は、役場住民課町民係（1階①番窓口 ☎485-2111内線122）まで連絡してください。



## マイナンバーは、国民一人一人がもつ12桁の番号です。

### マイナンバーの利用について

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関などからマイナンバーの提供を求められる事があります。

マイナンバーの通知や利用などの手続きでは、マイナンバーや口座番号などを電話などで聞くことはありません。また、民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

### マイナンバー制度に関する問い合わせ

- ・役場総務課庶務係（2階⑩番窓口 ☎485-2111内線211）
  - ・マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）
- ※平日 午前9時30分～午後10時、土・日・祝日 午前9時30分～午後5時30分

マイナンバー

検索

### 相談窓口

- ・不審な電話などがかかってきたら  
消費者ホットライン（☎188）
- ・詐欺などの被害に遭ったら  
警察相談専用電話（☎#9110）
- ・個人情報の取り扱いに関する苦情は  
苦情あっせん相談窓口

（☎03-6441-3452）

マイナンバーの手続きで口座番号などを聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切るか無視し、相談窓口へお問い合わせください。



## 屋根からの落雪事故防止などのお願い



毎年冬になると、沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多発しています。

皆さんも冬期間の生活には苦勞してと思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、次のことに注意してください。

- ①屋根の雪や氷、つらが道路に落ちるような建物には、落雪などによって事故が起きないように、丈夫な雪のすべり止めなどを付けるようにしてください。
- ②雪のすべり止めを付けても、強さが足りなかったり、針金などが古くなり錆び付くと、壊れて落ちることもありますので、雪が多くなる前に必ず点検し、悪い所があれば早く修繕するようにしてください。
- ③屋根の雪や氷、つらは、気温の上昇や降雨時には特に落ちやすくなり、歩行者に危険を及ぼす恐れがありますので、早めに取り除き次のことに注意してください。
  - ・屋根の軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意してください。
  - ・小さなお子さんが、歩道で遊ばないように指導してください。
 なお、雪下ろしなどをする場合は、歩行者などに危険のないよう十分に注意してください。
- ④屋根から大量の雪が落ちた時は、すぐに事故がないかどうか点検し、歩行者の通行の支障にならないよう取り除いてください。
- ⑤敷地内の雪を道路に出すと、歩行者などは迷惑しますので、出さないようにしてください。
- ⑥ビルの壁や窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷を取り除くようにしてください。

■問い合わせ／釧路開発建設部弟子屈道路事務所（☎482-2327）、釧路建設管理部弟子屈出張所（☎482-2147）、弟子屈警察署（☎482-2110）、役場総務課交通防災係（2階⑩番窓口 ☎485-2111内線213）